

議事要旨(1) FASB及びIASBの収益認識基準に関する公開草案へのコメント対応等

小賀坂副委員長及び原研究員より、FASB 及び IASB の収益認識基準に関する公開草案へのコメント対応等について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会で聞かれた意見（[審議事項(1)-6]）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 資料に記載されている今後の進め方に関して専門委員会で聞かれた意見のうち、「連結と単体における取扱いに関する意見」及び「IFRS のエンドースメントとの関係に関する意見」は、質問になっている。これらに対する事務局の回答を伺いたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 連結と単体における取扱いについては、次のとおり専門委員会で回答している。
 - ✓ これまで基本的には連単を分離させず基準開発を行ってきたが、包括利益の表示と退職給付の未認識項目に関しては例外的に連単で分離した取扱いとなっている。今回の収益認識基準の開発に関しては、まずは連単で取扱いを分けないうことを想定して議論を進め、その過程で問題が生じる場合には対応を検討する。
- また、IFRS のエンドースメントとの関係については、次のとおり専門委員会で回答している。
 - ✓ コンバージェンスは日本基準の開発であり、エンドースメントは IFRS としての受け入れの判断であるため、性質が異なる。ただし、実務上の困難さを検討する点では同様であると考えられるため、コンバージェンスにおける検討作業はエンドースメントを行う際の判断にも資すると考えられる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 専門委員会において、今後の検討スケジュールに関して時間をかけて慎重に議論すべきという意見が聞かれているが、収益に関して IFRS 及び米国会計基準でほぼ同じ基準が適用される中で、日本基準の対応に時間を費やすことは、差異を長年放置することとなり問題と考える。
 - 表示上の対応である退職給付の未認識項目と異なり、収益認識基準について連単分離する場合、収益の認識時点の差異などに対応するには帳簿を二重に作成する必要が生じ得るため、実務上の負担が大きく連単分離は難しいと思われる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「時間をかけて慎重に議論すべき」との意見は、日本企業への影響度が大きい
ため拙速に基準を開発すべきでないという趣旨の意見であった。

IASB と FASB の現在の審議状況 (TRG 含む) ([審議事項(1)-1])

小賀坂副委員長及び原研究員より、審議資料に基づき説明がなされた。
説明に対して、委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

FASB 公開草案「発効日の延期-Topic 606」 ([審議事項(1)-2])

小賀坂副委員長及び原研究員より、審議資料に基づき説明がなされた。
説明に対して、委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

IASB 公開草案「発効日の延期-IFRS 第 15 号」 ([審議事項(1)-4])

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 第 17 項に「IFRS 適用企業の意見を確認した上で記載する予定」と記載されている箇所があるが、日本の米国基準適用企業と同様の意見が IFRS 適用企業から聞かれることを想定しているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 発効日延期の提案に関して、専門委員会でも 1 年間の延期について異論は特になかったため、FASB に対するコメント・レターと同様に、IASB に対しても 1 年延期の支持を補強する企業の意見を追記していくことになると思われる。

- 同じ委員より、次のコメントがあった。
 - 第 19 項に「当該期限に間に合うよう開発するためには重大な困難が伴う」と記載されているが、「当該期限」というのは具体的には延期前の発効日を指しているのか、若しくは延期後の発効日であったとしても間に合うように開発することが難しいという意味か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 両基準の現在の発効日を指している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 第 19 項に「当該期限に間に合うよう開発するためには重大な困難が伴うと予想されることに鑑み」という記載があるが、この記載では IFRS 第 15 号の発効日が 1 年間延期されれば我が国の新しい収益認識基準の開発が間に合うというニュアンスが強すぎないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準の開発は当該期限に間に合わない可能性もあり、また、無理に間に合わせる必要はないという意見も聞かれているが、これらを記載すると発効日延期の提案を支持する理由として説得力に欠けると考えられるため、現在のような表現にならざるを得ないとする。

- 同じ委員より、次のコメントがあった。

- IFRS 第 15 号の早期適用は公表日以降すでに認められているが、Topic606 では当初の発効日からの早期適用が新たに認められる提案がなされている点で異なる。Topic606 の当初発効日以前からの早期適用を早めるべきという要望があることも考えられ、Topic606 の早期適用を早めることを FASB に提案することも考えられるのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 知り得る範囲では、日本の米国会計基準適用企業から特段そのような要望は聞かれていないと考えられる。

- 同じ委員より、次のコメントがあった。

- 仮に FASB が発効日を 1 年ではなく 2 年間延期する決定を行った場合、IASB に対しても同様に 2 年間の発効日の延期を行うべきとのスタンスで、ASBJ として意見発信していくことになるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 現状は 2 年間の延期を支持する意見が我が国関係者から聞かれていないため、コメントの文案には含めていない。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- IFRS 第 15 号の適用により大きな影響を受ける企業（例：工事進行基準に関連した経営管理上の影響を受ける企業や履行義務を追加で識別する必要がある企業）とそれほど影響を受けない企業が存在する。したがって、それほど影響を受けない企業からの意見のみを把握してコメントするのではなく、重要な影響を受ける企業の問題意識を適切に把握して意見発信して頂きたい。
- 課税所得計算との関連で、フランスやドイツでは個別財務諸表には国内基準を適用していると理解しているが、今後 IFRS 第 15 号を連結財務諸表に適用するにあたって、帳簿を二重で作成する必要が生じる等の懸念が聞かれていれば教えてほしい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 欧州諸国では連単分離に不便さを感じる意見が聞かれているようだが、個別財務諸表上の会計処理を連結財務諸表上の会計処理に合わせようとする意見は聞かれて

いないと理解している。

FASB 公開草案「履行義務の識別とライセンス-Topic 606」の概要（〔審議事項(1)-5〕）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 監査対応の一環として、一般的な重要性の概念に基づき重要性がないことを立証するために、個々に重要性がないと思われる財又はサービスを合算して財務諸表レベルで検証することは、実務上、企業にとって過大な負担になると考える。IASB に対しても FASB と同様のガイダンスを追加するようにコメントするべきではないか。
 - 出荷活動を別個の履行義務として会計処理するか否かの選択の論点について、事例では企業が船積み後の輸送をアレンジし輸送費を負担する一方、収益は FOB ベースで船積み時に認識するとされているが、そのような実務が実際に存在するのか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「契約の観点において別個のもの」か否かの判断の論点について、企業が考慮すべき 3 つの要因について明確化する提案を FASB が行っている。これに対して IASB も当該趣旨には同意しているとの説明があったが、FASB の提案内容は関連するガイダンスを大きく書き換えており、基準として同じ趣旨であれば、ガイダンスの文言を FASB だけが変更するのは好ましくないと考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 知的財産ライセンスの性質の判断の論点について、クロスライセンスの場合、当方の特許権と先方の特許権の価値の差分から当初の特許料が発生するが、その中にはこれから出願する特許も入ってくる場合がある。この場合、当該出願前の特許の価値は次回更新時の特許料の計算において考慮されることになる。このようなケースでは出願前の特許に関するライセンサーの継続的活動が、顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与えるか否かの判断が難しいと考えるが、そのようなケースについて議論はなかったか。

以 上